

タイトル	当事者主義的民事訴訟運営と制裁型スキームに関する一考察(六)：日本民事訴訟法の当事者照会とアメリカ連邦民事訴訟規則の質問書を素材として
著者	酒井，博行；SAKAI, Hiroyuki
引用	北海学園大学法学研究，49(3)：617-655
発行日	2013-12-30

# 当事者主義的民事訴訟運営と 制裁型スキームに関する一考察 (六)

——日本民事訴訟法の当事者照会と  
アメリカ連邦民事訴訟規則の質問書を素材として——

酒 井 博 行

目 次

はじめに	
第一章 当事者主義的訴訟運営の基盤としての証拠・情報の収集	第二款 争点整理手続における当事者主義的訴訟運営への移行の必要性
第一節 手続の実効化——当事者照会の改革に焦点を当てて——	第三款 当事者主義的争点整理手続における当事者・代理人弁護士・裁判所の役割・権限・責任（以上、四五卷四号）
第一款 当事者主義的訴訟運営への移行の必要性——争点整理手続に焦点を当てて——	第四款 訴訟資料提出過程における裁判所の管理的権限と当事者自立支援の権限（以上、四六卷二号）
第一款 争点整理手続の現状——裁判所主導型訴訟運営——	第五款 当事者主義的民事訴訟運営と実体的正義・手続的正義

義、手続保障（以上、四六卷三号）

第二章 日本民事訴訟法における当事者照会・訴え提起前の照会

とその問題点

第一節 当事者照会・訴え提起前の照会の立法経緯

第二節 理念・根拠

第三節 要件

第一款 照会の主体・相手方

第二款 照会の時期

第三款 照会事項

第四款 照会除外事由

第五款 照会の方法

第四節 回答

第一款 回答義務

第二款 回答の方法

第三款 不当な回答拒絶・虚偽回答の効果

第五節 問題点

第一款 当事者照会・訴え提起前の照会の利用状況・課題

第二款 日本弁護士連合会による当事者照会改革の提案（以上、四八卷一号）

第三章 アメリカ連邦民事訴訟規則における質問書とその実効化

手続

第一節 質問書の概要

第一款 目的

第二款 質問書の利点と難点

第三款 質問書に服する者

第四款 質問書における質問数

第五款 質問書の様式（以上、四八卷四号）

第六款 質問書により入手可能な情報等の範囲

第七款 質問書を送付可能な時期など

第八款 質問書への回答

第九款 質問書に対する異議

第一〇款 保護命令（以上、本号）

むすびにかえて

### 第三章 アメリカ連邦民事訴訟規則における質問書とその実効化手段

#### 第一節 質問書の概要

##### 第六款 質問書により入手可能な情報等の範囲

##### 1 前提—— 必要的ディスクロージャー——

現行の連邦民訴規則に基づく訴訟手続において、当事者は他の当事者からのディスクバリの要求を待つことなく、一定の事項については他の当事者に開示しなければならないという必要的ディスクロージャー (required disclosure) (連邦民訴規則二六条(a)項)<sup>(註)</sup>が行われる。この必要的ディスクロージャーの手続は三種類に分類される。

まず、イニシャル・ディスクロージャー (initial disclosure) (連邦民訴規則二六条(a)(1)項)において、当事者は原則として、(i)開示をなす当事者が請求・抗弁を支持するために用いうる、ディスクバリ可能な情報を有する可能性のある人物の氏名、住所、電話番号(連邦民訴規則二六条(a)(1)項(A)(i))、(ii)開示をなす当事者が有し、かつ、請求または抗弁を支持するために用いうる全ての文書の写しなど、および、電磁的に蓄積されたデータ、有体物(連邦民訴規則二六条(a)(1)項(A)(ii))、(iii)開示をなす当事者によって主張されている損害額の全ての費目の計算(連邦民訴規則二六条(a)(1)項(A)(iii))、(iv)判決の全部または一部の履行、もしくは判決の履行のための費用の補償・償還につき保険会社が責任を負う根拠となる全ての保険契約(連邦民訴規則二六条(a)(1)項(A)(iv))を開示しなければならない。

また、専門家証言のディスクロージャー (disclosure of expert testimony) (連邦民訴規則二六条(a)(2)項)において当事者は、トライアルにて証言を求める可能性のある専門家証人の身元を開示しなければならない(連邦民訴規則

二六条(a)(2)項(A)。また、その専門家証人が証言のために委任を受け、または雇用されている場合、あるいは当事者の被用者として証言の義務を負う場合、(i)証人が証言する予定の全ての意見、およびその根拠、(ii)意見形成の際に考慮された事実やデータ、(iii)意見の要約・支持のために用いられる資料、(iv)過去一〇年間に著された全ての出版物のリストを含む、証人の適格性に関する情報、(v)過去四年間に証人が専門家としてトリアルまたは証言録取書にて証言をした全ての事件のリスト、(vi)その事件での調査・証言のために支払われる報酬についての陳述といった情報を記載した、証人自身によって準備・署名された報告書が提出されなければならない(連邦民訴規則二六条(a)(2)項(B))。なお、証人が前記の報告書の提出を要求されない場合、専門家証言のディスクロージャーでは、(i)それについて証人が証言することが予想される係争事項(subject matter)、(ii)それに関して証人が証言すると予想される事実や意見の要約が陳述されなければならない(連邦民訴規則二六条(a)(2)項(C))。

さらに当事者は、前記のイニシャル・ディスクロージャー、専門家証言のディスクロージャーに加えて、プリトリアル・ディスクロージャー(pretrial disclosure)(連邦民訴規則二六条(a)(3)項)において原則として、(i)召還する予定の、または召還する可能性のある個々の証人の氏名、住所、電話番号、(ii)証言録取書による証言の提出を予定している証人の氏名(速記がなされていない場合には、証言録取書の関連する部分の反訳記録も)、(iii)当事者が提出する予定の、また、提出する可能性のある個々の文書またはその他の証拠物の一覧(他の証拠の要約を含む)といった、トリアルで提出する可能性のある証拠に関する情報を他の当事者に提供し、かつ、裁判所に提出しなければならぬ(連邦民訴規則二六条(a)(3)項(A))。

## 2 質問書により入手可能な情報等の一般的範囲

必要のディスクロージャーの対象とならない事項については、当事者からのディスカバリの要求を受けて、他の当事者や第三者から開示がなされる。ディスカバリが許される範囲については、ディスカバリの手続の種類を問わず、連邦民訴規則二六条(b)項に規定がなされている。まず、裁判所の命令による特段の制限がない限り、一般に当事者は全ての当事者の請求 (claim) または抗弁 (defense) に関連する、秘匿特権の対象とならない全ての事項 (文書またはその他の有体物の存在、表示、性質、管理、状態、および所在、また、あらゆるディスカバリ可能な事項を知る者の身元や所在を含む) に関してディスカバリを求めることができ、加えて、十分な理由 (good cause) がある場合、裁判所は当該訴訟に含まれる係争事項 (subject matter) に関連する全ての事項についてのディスカバリを命じることができ (連邦民訴規則二六条(b)(1)項)。これを受けて、連邦民訴規則三三条(a)(2)項では、連邦民訴規則二六条(b)項に基づきディスカバリが可能な全ての事項につき質問書により質問することが可能である旨、また、事実または事実への法の適用に関連する意見もしくは主張につき質問しているという理由のみで質問書は異議を述べられない旨規定されている。なお、質問書が必ずしも証拠能力ある証拠を要求している必要はないが、それらは証拠能力ある証拠の発見につながるよう合理的に計画されていなければならない (ディスカバリ一般に関する、連邦民訴規則二六条(b)(1)項参照<sup>(30)</sup>)。

質問書において他の当事者に質問することが可能な事項の範囲は前記の通りであるが、この点から、質問書は一般に次の二種類に分類される<sup>(31)</sup>。まず、identification interrogatoriesは、他の当事者に事実に関する情報を要求する質問書であり、関連する文書、有体物、事件に関連する事実についての知識を有する人物の身元を明らかにする<sup>(32)</sup>。次に、contention interrogatoriesは、事実または事実への法の適用に関連する意見または主張について質問するものであり

(連邦民訴規則三三三条(a)(2)項<sup>(38)</sup>)、とりわけ、(1)どのような主張をするか、または、特定の主張をするか否かを陳述すること、(2)主張の根拠となる事実を説明すること、(3)どのように法を事実に応用するかに関する立場を主張し、または説明すること、(4)主張の法的な、または理論的な根拠を提示することを当事者に求めるものである<sup>(39)</sup>。

### 3 identification interrogatories

#### (1) 証人の身元や所在など

identification interrogatoriesによる質問の対象となる事項は、当事者からのデイスカバリの要求を待つことなく前に用いられるデイスカバリ可能な情報を有する可能性のある人物の氏名等は、イニシャル・デイスクロージャー(連邦民訴規則二六条(a)(1)項(A)(i))の対象である。それに加えて、トライアルにて召還する予定の、または召還する可能性のある証人の氏名等、証言録取書による証言を提出する予定の証人の氏名等は、プリトリアル・デイスクロージャー(連邦民訴規則二六条(a)(3)項(i)・(ii))の対象である。

しかし、必要的デイスクロージャーの規定によつて、同様の情報に関するデイスカバリの要求が排斥されるわけではなく、それゆえ当事者は、デイスカバリが可能な事項についての知見を有する人物の身元や所在について、質問書によりさらなる情報を求めることができる<sup>(40)</sup>。質問書は、とりわけ人身被害や不法死亡の事件において、この種の情報を引き出すのによく適しているとされる<sup>(41)</sup>。

(2) 証言をなす予定の専門家証人の氏名など

専門家証言のディスクロージャーにおいて当事者は、ディスクバリの要求を待つことなく、トライアルにて専門家証人としての証言を求める可能性のある人物の身元に関する情報を開示しなければならず(連邦民訴規則二六条(a)(2)項(A)、それに加えて、その専門家証人の意見やその根拠、意見形成の際に使用されたデータ等に関する報告書の提出が求められる場合がある(連邦民訴規則二六条(a)(2)項(B))。

しかし、専門家証言のディスクロージャーによつて、同様の情報に関するディスクバリの要求が排斥されるわけではなく、それゆえ当事者は、トライアルで証言を行う可能性のある専門家証人に関するさらなる情報を質問書により求めることができる。<sup>(20)</sup>

(3) 文書、有体物等の存在、所在、表示など

書物、記録、または文書の存在や所在に関する一部の情報、すなわち、当事者がその請求・抗弁を支持するため使用しうる、当事者の所有または支配の下にある全ての文書、電磁的に蓄積された情報、および有体物の写しもしくは表示は、イニシャル・ディスクロージャーの対象となり(連邦民訴規則二六条(a)(1)項(A)(ii)、ディスクバリの要求を待つことなく開示されなければならない)。

しかし、イニシャル・ディスクロージャーにより、同様の情報についてのディスクバリの要求が排斥されるわけではなく、それゆえ、文書、電磁的に蓄積された情報、有体物の存在・所在等に関する情報は、質問書により求めることができる(連邦民訴規則二六条(b)(1)項も参照<sup>(21)</sup>)。

## 4 contention interrogatories

## (1) 事実、事実への法の適用に関連する他の当事者の意見・主張

質問書では、事実または事実への法の適用に関連する意見・主張につき質問することが許される（連邦民訴規則三条(a)(2)項）。法的な、または事実上の結論・意見を求める質問書は、それが訴訟の迅速化、証拠の導出、または争点の縮減といった重要な目的に資する場合に適切であるということは、いくつかの裁判例が指摘するところである。<sup>(21)</sup>しかし、そのような質問書は、明確で、わかりやすく、かつ事件に適合するように精密に作成されていなければならない。<sup>(22)</sup> contention interrogatories の目的は、質問書を送付した当事者に質問書を許容する規定の下では不可避免的に、法と事実についてのディスカバリを認めることであるため、そのような質問書を許容する規定の下では不可避免的に、法と事実とが混合した質問が認められる。<sup>(23)</sup> たとえば、移動住宅の製造業者に対し、その生産する住宅が商品となり特定の目的に適合すると考えていたか否か、また、もしそう考えていたのであれば、その主張の事実上の根拠につき質問する質問書は、事実に基づく法理論を質問するものとして適切である旨を判示する裁判例が存在する。<sup>(24)</sup>

## (2) 質問書を送付した当事者の知見の範囲内にある事実、両当事者に等しく入手可能な事実

質問書を送付した当事者の知見の範囲内にある情報について質問書による質問が可能であるということは、裁判例によって認められている。<sup>(25)</sup> この種の質問書は、争点を縮減して確定し、また、質問書を送付する当事者に、回答する側の当事者がどのように事実を見ているのかという点に関する視点を提供するため、許容される。<sup>(26)</sup>

また、質問書で求められているのと同じ情報を、質問書を送付した当事者がすでに入手している場合（以前のディスカバリの要求に対してすでに情報が提供されている場合など）にも、裁判所は個別の事件ごとの判断により、同一

の事項について質問書によりさらに情報を求める必要の有無を評価する<sup>(30)</sup>。たとえば、使用者による人種差別に関連する事件で、個々の被用者の職務内容証明書 (job description) に関する事項がすでに証言録取書で回答されていたとしても、使用者にその事項について質問する質問書への回答を要求した裁判例が存在する (質問書を送付した当事者が、職務内容証明書に関する「公式の」見解を求めていたことを理由とする<sup>(31)</sup>)。

(3) 他の当事者の主張の根拠に関連する事実

質問書では適切に、当事者の特定の主張または主張されている訴訟原因 (cause of action) の詳細な事実上の根拠を質問することができ、そのような質問書の適切さは、原告の主張の事実上の根拠や、原告がその主張を支持するために使用することを意図している文書を知る被告の権利に基づく<sup>(32)</sup>。

(4) 管轄権や裁判地に関連する事実

人的管轄権 (personal jurisdiction) または事物管轄権 (subject matter jurisdiction) のための最小限度の接触 (minimum contact) の存在のような、裁判所の管轄権に関連する事実が事件の争点と関連する場合、質問書によりそのような事実につき質問することができる<sup>(33)</sup>。

(5) 保険の担保範囲

当事者は、ディスカバリの要求を待つことなく、イニシャル・ディスクロージャーにおいて、判決の全部または一部の履行、もしくは判決の履行のための費用の補償・償還につき保険会社が責任を負う根拠となる全ての保険契約に

ついて開示することを要求され、かつ、各当事者は、調査や複写のために他の当事者が責任保険証券を利用可能な状態にしなければならない（連邦民訴規則二六条(a)(1)項(A)(iv)）。

しかし、必要的ディスクロージャーの規定によって、この種の情報についてのさらなるディスクバリの要求が排斥されるわけではなく、当事者は、保険の担保範囲が事件の争点と関連しており、それゆえ、係属中の訴訟の訴訟物と関連する場合、責任保険の存在と額に関するさらなる質問書を送付することができる<sup>(36)</sup>。

#### (6) 損害賠償に関連する質問

当事者は、ディスクバリの要求を待つことなく、イニシャル・ディスクロージャーにおいて、損害賠償の個々の費目の算定を他の当事者に開示することを要求され、また、被害の性質や範囲に関連する資料を含む、算定の根拠となる文書またはその他の証拠資料を他の当事者に利用可能な状態にしなければならない（連邦民訴規則二六条(a)(1)項(A)iii）。ただし、秘匿特権が認められる資料やディスクロージャーから保護される資料は除く。

しかし、必要的ディスクロージャーの規定によって、この種の情報についてのさらなるディスクバリの要求が排斥されるわけではない<sup>(37)</sup>。それゆえ、質問が損害賠償と関連する限り、原告が被告の正味の資産について質問する質問書を送付することは適切である旨を判示する裁判例が存在する<sup>(38)</sup>。そのような場合、質問は必ずしも厳密に作成される必要はないが、それが損害賠償に関連する情報の発見につながるよう合理的に計画されているならば、たいいてい許容される<sup>(39)</sup>。ゆえに、たとえば、連邦地方裁判所の裁判例で、懲罰的損害賠償に関する判断のために被告の財務状況につき質問する質問書を許容したものが存在する<sup>(40)</sup>。

(7) Contention interrogatoriesとして許容されない場合——純粋に法的な事項に関する質問——

質問書は、純粋に法的な事項に関する質問を提示してはならないが、それは具体的には、「事件の事実に関連しない法的な争点」に関する質問を指す。

なお、外国法は証言の対象となり(連邦民訴規則四四・一条)、それゆえ、専門家証言のディスクロージャーの対象となり、また、質問書によるディスクバリが可能である。

## 5 質問書に対する制限

### (1) 秘匿特権

質問書をはじめ、一般にディスクバリの手続により、秘匿特権の対象となる事項の開示を求めはならない(連邦民訴規則二六条(b)(1)項)。ゆえに、質問されている事項が秘匿特権に係る事項であることは、質問書に対する有効な異議事由となる(質問書に対する異議については、本章本節第九款にて論じる)。秘匿特権には様々な種類のものがあるが、まず、憲法上認められたものとして、自己負罪拒否特権(privilege against self-incrimination)があり(合衆国憲法第五修正)。また、伝統的にコモン・ロー上認められてきたものとして、弁護士—依頼者間の秘匿特権、医師—患者間の秘匿特権、聖職者—信者間の秘匿特権などがある。

秘匿特権の主要なものである弁護士—依頼者間の秘匿特権につき若干補足すると、この秘匿特権は弁護士と依頼者との間のコミュニケーションのみを保護するものであり、事実には及ばない。また、質問書がもつばら当事者の代理人弁護士からのみ入手された事実または情報(これらは秘匿特権の問題を生じさせうる)ではなく、当事者の知識の範囲内での情報・事実を要求している限り、当事者は質問書への回答を強制される。

## (2) ワーク・プロダクト

ワーク・プロダクト (work product) の法理は、当事者やその代理人弁護士などが訴訟のために準備した文書や有体物等を他の当事者からのディスカバリの要求から保護するものであり、当事者が自ら訴訟のための準備を行うことなく、他の当事者が勤勉に準備した資料などに「ただ乗り」することを防ぐことを主眼とする<sup>④</sup>。この法理はもともと判例で発展したものが後に連邦民訴規則にて明文化されたものであり、現行の連邦民訴規則では二六条(b)(3)項に規定されている。

このワーク・プロダクトは、さらに二種類に分類される。第一の類型は、ノンオピニオン・ワーク・プロダクト (non-opinion work product)、すなわち、当事者またはその代理人弁護士によって、もしくはそれらの者のために、訴訟を予期して、またはトライアルのために準備された文書や有体物であり、これらの資料はディスカバリから保護される(連邦民訴規則二六条(b)(3)項(A))。ただし、当事者が、(1)それらの資料についての重大な必要性があること、(2)不当な困難なしには、他の手段によってこれらの資料を入手することができないことを証明した場合には、ノンオピニオン・ワーク・プロダクトについてのディスカバリが認められる(連邦民訴規則二六条(b)(3)項(A)(ii))。

第二の類型は、オピニオン・ワーク・プロダクト (opinion work product) であり、訴訟に関連する代理人弁護士やその他の代理人の心理的印象、結論、意見、または法理論を指す(連邦民訴規則二六条(b)(3)項(B))。このオピニオン・ワーク・プロダクトは、ノンオピニオン・ワーク・プロダクトと異なり、資料の必要性や資料入手に際しての不当な困難の存在・不存在にかかわらず、無条件にディスカバリから保護される(連邦民訴規則二六条(b)(3)項(B))。

(3) 証人とならない専門家の知る事実、意見

訴訟を予期して、またはトライアルの準備のために他の当事者の委任を受け、あるいは雇用されており、かつ、トリアルで証言する予定のない専門家の知る事実、またはそれらの専門家の保持する意見は、質問書（および証言録取書）による開示の対象とはならない（連邦民訴規則二六条(b)(4)項(D)）。ただし、連邦民訴規則三五条（身体および精神検査に関する規定）に規定されている場合、および、他の手段により同様の事項に関する事実・意見を入手することが不可能であるという例外的な事情を当事者が証明した場合には、これらの事項についてのディスクバリが認められる（連邦民訴規則二六条(b)(4)項(D)(i)・(ii)）。

(4) 企業秘密、内密の情報

当事者は、ディスクバ리를制限し、または禁止する保護命令(protective order)を裁判所に申し立てることにより、企業秘密や内密の企業情報を質問書による開示から保護することができる（連邦民訴規則二六条(c)(1)項(G)。保護命令については、**本章本節第一〇款**にて論じる）。もっとも、この種の情報を求める質問書は当該訴訟の争点と密接に関連する情報を求めるものであるため、裁判所が回答義務を完全に否定することを躊躇する可能性がある<sup>39)</sup>。それゆえ、裁判所がディスクバ리를制限する保護命令を認めることによって、問題となった情報を広く一般に開示することから保護しつつ、質問書を送付した当事者に必要な情報を提供することを認めることがありうる。たとえば、石膏製断熱材の製法に関連する内密の情報を要求する原告の質問書に対して、裁判所が、製法を含む質問書への回答につきただ一組のみの写しを準備し秘密裡に原告の代理人弁護士に迅速に提出すること、回答をどのような方法であれ原告本人あるいはその他の何人にも開示してはならないこと、および、回答は原告の代理人弁護士によってのみ、かつ、当該訴

訟の促進にとつて重要な意義を持ち、訴訟の促進に資する場合にのみ用いられなければならないことを命じた裁判例が存在する。<sup>(30)</sup>

### 第七款 質問書を送付可能な時期など

当事者は、連邦民訴規則二六条(f)項所定の要件に従い協議を行う以前に、質問書を含むディスカバリ一般を他の当事者その他の情報源に要求してはならない(連邦民訴規則二六条(d)(1)項)。ただし、連邦民訴規則二六条(a)(1)項(B)に基づきイニシャル・ディスクロージャーを免除される場合、特段の合意または裁判所の命令がある場合を除く。連邦民訴規則二六条(f)項は、当事者ができるだけ早期に、かつ、少なくともスケジューリング・カンファレンス(scheduling conference)が行われるか連邦民訴規則一六条(b)項に基づくスケジューリング・オーダー(scheduling order)がなされる二日前までに、請求および抗弁の性質、迅速な和解の可能性、連邦民訴規則二六条(a)(1)項所定のイニシャル・ディスクロージャーの実施または準備などについて協議し、ディスカバリ・プランの案を提出しなければならない旨を規定する(ディスカバリ・カンファレンス(discovery conference))。しかし、このディスカバリ・カンファレンスの実施の要求に従えば、全ての当事者は裁判所の許可を求めることなく質問書を送付することができる。また、それぞれのディスカバリの方法は任意の順序で用いることが可能であり、それゆえ、当事者や証人の便宜のために、または司法の利益の点から裁判所が特に命令する場合を除き、全ての当事者は他のディスカバリの方法が用いられる前後を問わず質問書を送付することができる(連邦民訴規則二六条(d)(2)項(A))。当事者が他の形態のディスカバリの途中であるという事実によって、他の当事者のディスカバリが遅延させられることはない(連邦民訴規則二六条(d)(2)項(B))。質問書のうち、証人の身元や、文書またはその他の有体物の所在などを質問するidentification interrogatoriesは、

訴訟の早期の段階で送付される。<sup>(41)</sup> それに対して、事実や事実への法の適用に関連する意見や主張に関する質問を含む contention interrogatories が訴訟の早期の段階で送付された場合、裁判所は、指定されたディスカバリが完了するまで、またはプリトリアル・カンファレンスやその他のより後の時点までそれらへの回答を延期することを命じうる(連邦民訴規則三三三条(a)(2)項)。

contention interrogatories を送付する適切な時期については、数多くの裁判所によって精密な吟味がなされている。<sup>(42)</sup> contention interrogatories を早期に送付されることに対する異議の際に述べられる主な異議事由は、質問書を送付された当事者が十分な文書または証言のディスカバリを行うだけの時間がなく、それゆえ回答のための十分な情報を収集することが不可能であるというものである。<sup>(43)</sup> さらに、もし訴訟中のあまりにも早期の段階で、contention interrogatories への回答を強制されるなら、当事者は事件に関する仮定的かつ不完全な理論を提示するよう要求されることになりうる。<sup>(44)</sup> 裁判所は、contention interrogatories への回答を延期させる権限を有するが(連邦民訴規則三三三条(a)(2)項)、その理由として、contention interrogatories はたいてい法と事実が混合した質問を含み、しばしばさらなるディスカバリが完了した後で解決されうるような当事者間の紛争を誘発するということが挙げられる。<sup>(45)</sup> 連邦地方裁判所の裁判例によって示唆されているように、通常の実務では、早期の回答がディスカバリの目的に資する旨を質問書を送付した当事者が証明しない限り、裁判所がcontention interrogatories への回答をディスカバリの後の段階まで延期させる。<sup>(46)</sup>

なお、現行の連邦民訴規則では、当事者は質問書をはじめとするディスカバリの手段を、連邦民訴規則二六条(a)項の必要的ディスクロージャーの対象となる事項に関連するさらなる情報入手するために利用することが予定されている。<sup>(47)</sup> そのため、ディスクロージャーが相当となる時点よりも前に同じ情報を求める質問書を送付することによって

当事者が必要的ディスクロージャーに先んじようとしている場合、連邦民訴規則によると裁判所の命令によるとを問わず、質問書は時期尚早であるとして排斥される可能性がある<sup>(38)</sup>。

質問書を当事者の一人に送付する場合、その写しを他の全ての当事者に送付しなければならない（連邦民訴規則五条(a)(1)項(C)）。なお、質問書、および質問書に対する回答は、それらが訴訟手続で使用されるまで、または裁判所が命じるまでは、裁判所に提出されてはならない（連邦民訴規則五条(d)(1)項）。

## 第八款 質問書への回答

### 1 回答の義務と様式

質問書を送付された当事者は、個々の質問に対して回答するか、または異議を述べなければならない（連邦民訴規則三三条(b)(2)項。質問書に対する異議については、**本章本節第九款**にて論じる）。質問書を送付された当事者がその質問書全体、またはその中の一部の質問に対して異議を述べる場合、異議事由を述べなければならず、かつ、異議の対象とならない質問については、全て回答の義務が課される<sup>(39)</sup>。なお、質問書を送付された当事者には、質問への回答、異議を述べることに加えて、保護命令を申し立てるという選択肢も認められる（連邦民訴規則二六条(c)項。保護命令については、**本章本節第一〇款**にて論じる）。

質問書を送付された当事者は、個々の質問に対し、個別に、完全に、かつ書面で回答しなければならず、かつ、回答は宣誓のもとで確認されていなければならないので（連邦民訴規則三三条(b)(3)項）、回答は真実でなければならず<sup>(40)</sup>、さもなければ制裁が科されることになる。

## 2 回答によって情報を提供する義務

質問書を送付された当事者は質問に回答する際、入手可能な全ての情報を提供する積極的な義務を負うが、他方、新たな情報を採し出す義務までは負わない<sup>(30)</sup>。

質問書を送付された当事者が団体である場合、当該団体はその役員、従業員、元従業員によって保有されている情報についても、提供する義務を負う<sup>(30)</sup>。また、質問書を送付された親会社はそのコントロール下にある従属会社の保有する情報をも提供しなければならない旨を判示する裁判例が存在する<sup>(30)</sup>。

なお、当事者が知見や情報を有しないゆえに質問に対する回答ができない場合、単に回答を拒絶することは許されず、回答中で情報の提供が不可能である旨を述べたうえで、保有する限りの情報を提供し、かつ、残余の情報を入手するために特に尽力したことについて述べなければならないとされる<sup>(30)</sup>。

## 3 回答を行う者

個人である当事者に送付された質問書に対しては、その個人自らが宣誓のもとで回答し、署名による確証をしなければならぬ(連邦民訴規則三三条(b)(3)項・(5)項)。特に複雑な質問、または意見や主張を求める質問への回答の準備に際して、個人の当事者がしばしば代理人弁護士への援助を受けていることは自明であるが、代理人弁護士のみが回答に署名し確証することは不適切であり、許容されない<sup>(30)</sup>。もっとも、代理人弁護士は依頼者たる当事者本人とともに回答に署名して確証しなければならず(連邦民訴規則二六条(g)(1)項)、また、質問に対する異議を作成した代理人弁護士は全ての異議に署名しなければならない(連邦民訴規則三三条(b)(5)項)。

質問書を送付された者が会社、パートナーシップ、または社団である場合、回答はその役員または代理人によって署

名されなければならず、かつ、当該団体が入手可能な全ての情報を提供する義務を負う（連邦民訴規則三三条(b)(1)項(B)）。この場合、役員・代理人は回答中の情報に関する直接の知見なしに、自身の知見、情報、または確信に基づいて回答に署名し、確認することができるが、他方で、回答が正確であることを保証できなければならぬ<sup>(30)</sup>。質問書が会社、パートナーシップ、または社団に送付された場合、当該団体は質問書への回答のために自身の役員または代理人を指定する権限を認められるが、その役員または代理人は当該団体の弁護士であってもよい（ここで指定された代理人は、外部の弁護士であってもよく、社内弁護士によって回答が用意されなければならないわけではない<sup>(31)</sup>）。また、政府機関に宛てて送付された質問書は、政府の公務員または代理人によって回答される（連邦民訴規則三三条(b)(1)項(B)）。

質問書への回答には、回答をなした当事者による署名・確認に加えて、記録上現れた少なくとも一名の代理人弁護士が署名し、また、当該代理人弁護士の住所、eメールアドレス、電話番号を記載しなければならない（連邦民訴規則二六条(g)(1)項）。弁護士に代理されない当事者は、自身で回答に署名し、自身の住所、eメールアドレス、電話番号を記載しなければならない。この署名は、回答が、(i)連邦民訴規則に適合しており、かつ、現行法、または現行法の拡張・修正・破棄、新たな法の定立のための採るに値しないものではない（nonfrivolous）議論によって支持されていること、(ii)嫌がらせ、不必要な遅延の惹起、訴訟費用の不必要な増加のような、不適切な目的のためになされるものではないこと、(iii)当該事件での必要性、当該事件ですで行われたディスカバリ、係争金額、および当該訴訟で問題となっている争点の重要性を考慮して、不合理なものではなく、不当に負担の重い、または費用が過大なものでもないことを確認する（連邦民訴規則二六条(g)(1)項(B)）。署名による確認が十分な正当事由なく前記の規定に違反している場合、裁判所は署名者、当事者本人、またはその両者に適切な制裁を科さなければならず、この制裁には弁護士費用を含む、違反によって生じた合理的な費用の償還が含まれうる（連邦民訴規則二六条(g)(3)項）。

#### 4 業務記録の提出

質問書に対する回答が、質問書を送付された当事者の業務記録（電磁的に蓄積された情報を含む）から得られる場合、その当事者は回答をなす代わりに、質問書を送付した当事者に記録の識別を許すための詳細な説明を付したうえで、その中から回答が引き出され確認されうる記録を特定し、質問書を送付した当事者に記録を吟味し、検査し、閲覧し、また、コピーや編集物、要約、もしくはは一覧を作成するための合理的な機会を提供することができる（連邦民訴規則三三条(d)項）。この選択肢の目的は、質問書を送付された当事者に自身の業務記録についての厄介な、または不経済な調査を行うことを要求する代わりに、質問書を送付した当事者の側に業務記録を調査する負担を負わせることである<sup>(16)</sup>。しかし、この選択肢を利用できるのは、回答を得るための負担が質問書を送付した当事者にとって質問書を送付された当事者と実質的に等しい場合に限られる（連邦民訴規則三三条(d)項）。したがって、質問書を送付した当事者が質問書を送付された当事者よりも負担を負う場合、質問書を送付された当事者はこの選択肢を利用することはできず、その代わりに情報自体を入手し質問書に回答しなければならない<sup>(17)</sup>。

質問書を送付した当事者が相手方による連邦民訴規則三三条(d)項の援用が不適切である旨を主張する場合、回答を強制する申立てをなすことができる（連邦民訴規則三七条(a)項。この規定によるディスカバリの強制命令については、**本章第二節**にて論じる）。この申立てが認容されるために、質問書を送付した当事者は、情報が業務記録からは完全には得られないため、または業務記録から情報を得ることがあまりにも困難であるため、相手方の連邦民訴規則三三条(d)項の援用が不適切であることにつき一応の証明（*prima facie showing*）をしなければならぬ<sup>(18)</sup>。この一応の証明により、質問書への直接の回答に代えて業務記録を提出することを正当化する責任が相手方に移転し、相手方はこの責任を充たすために、①業務記録を吟味することによって現実に質問書への回答が明らかになることを証明すること、

②質問書を送付した当事者に業務記録を吟味する負担を移転することを正当化することという二要件を充足しなければならぬ。

連邦民訴規則三三条(d)項所定の業務記録の提出という選択肢は、電磁的に蓄積された情報にも適用される。伝統的な業務記録に関する場合と同様、電磁的に蓄積された情報を提出する選択肢は、回答に相当する情報を引き出す負担が両当事者にとって実質的に同等である場合にのみ利用可能である。そのため、質問書を送付された当事者は質問書を送付した当事者に、アプリケーションソフトに関する情報のような技術的サポートを提供する形で、何らかの援助を提供する必要がある。一つの選択肢として、質問書を送付された当事者のコンピュータ・システムへの直接のアクセスを質問書を送付した当事者に認めることが考えられるが、プライバシーまたは秘密保護の利益という観点から、この選択肢はたいは望ましいものでないと考えられる。

## 5 回答の時期

質問書への回答の時期については、連邦民訴規則三三条(b)(2)項に規定されている。すなわち、質問書を送付された当事者は、回答や、もし異議があれば異議を、質問書の送付から三〇日以内に送付しなければならない。ただし、裁判所は、所定の三〇日よりも短期の、または長期の、回答などを送付するための期間を命じることができる。なお、当事者はしばしば、contention interrogatoriesへの回答を延期することを裁判所に申し立て、裁判所は他の指定されたデイスカバリが完了するまでそのような質問書に回答する必要がない旨を命じる権限を有する(連邦民訴規則三三条(a)(2)項)。

また、裁判所が質問書への回答などの送付のための期間につき命令をしていない場合、当事者は所定の三〇日より

も短期の、または長期の期間を合意することができる(この合意は、ディスカバリの手続や制限を変更する合意に関して規定する連邦民訴規則二九条に従う)。質問書への回答などのための期間を延長する合意がディスカバリの最終申立てについての審理、またはトライアルのために裁判所によって設定された日付と抵触する場合、裁判所の承認が必要である(連邦民訴規則二九条(b)項)。他方、当事者間の合意が裁判所によって設定された日付と抵触しない場合、裁判所の承認は要求されない<sup>(30)</sup>。

## 6 回答の補充・訂正義務、回答の撤回または修正

質問書に対し回答した当事者は、何らかの重要な点で回答が不完全または不正確であり、かつ、追加の、または正確な情報がディスカバリの手続の過程で、または書面で相手方当事者に知らされていないことを知った場合、適時に質問書に対する以前の回答を補充し、または訂正しなければならない(連邦民訴規則二六条(e)(1)項(A))。裁判所に回答の補充または訂正を命じられた場合も同様である(連邦民訴規則二六条(e)(1)項(B))。なお、回答した当事者が回答の補充・訂正の義務を怠った場合、制裁が科される(連邦民訴規則三七条(c)(1)項)。制裁については、本章第二節にて論じる<sup>(31)</sup>。

また、連邦地方裁判所は当事者に質問書への回答の撤回または修正を許可する裁量を有する<sup>(32)</sup>。当事者はその回答を撤回しまたは修正するために裁判所の許可を求めなければならない<sup>(33)</sup>。

## 7 回答の利用および効果

質問書に対する回答は、連邦証拠規則に従い、トライアルでの証拠として提出し、利用することができる<sup>(34)</sup>が、回答

はトライアルで提出されるまでは証拠とはならない<sup>(38)</sup>。質問書に対する回答は、相手方当事者の自白として利用することができる<sup>(39)</sup>が、自白として提出された回答は拘束力を有さず、回答をなした当事者はその争点に関する別の証拠を提出することができる<sup>(40)</sup>。

質問書に対する回答は、弾効の目的のためにも利用することができる<sup>(41)</sup>。また、それに加えて、サマリ・ジャッジメント (summary judgment〔連邦民訴規則五六条〕)。重要な事実についての真正な争点が存在せず、法的な判断だけで判決をなすことが可能な場合に、トライアルを経ずになされる判決) の申立てを根拠付けるためにも利用することができる (連邦民訴規則五六条(c)項)。

## 8 質問書への回答の懈怠

質問書を送付された当事者が質問に対して回答しなかった場合、不完全に、または回避的に回答した場合、十分に根拠付けられない異議を述べた場合、質問書を送付した当事者は、裁判所の介入なしに回答を得るために相手方と誠実に協議を行うか、協議を試みたうえで (連邦民訴規則三七条(a)(1)項)、回答を強制する命令を裁判所に申し立てることができる (連邦民訴規則三七条(a)(3)項(B)(3))。そして、裁判所が強制命令の申立てを認容し、質問書を送付された当事者に回答を命じた場合、裁判所はこの命令の違反に対して制裁を科すための命令を発することができる (連邦民訴規則三七条(b)(2)項(A))。なお、強制命令の申立てが認容された場合、または強制命令の申立て後に回答がなされた場合、裁判所は強制命令の申立ての必要を生じさせた当事者、代理人弁護士、またはその両者に対し、弁護士費用を含む、申立てのために要した合理的な費用の償還を命じなければならないが (連邦民訴規則三七条(a)(5)項(A))、質問書を送付した当事者が裁判所の介入なしに回答を得るための誠実な努力を怠った、質問書への回答の懈怠が十分に正当化され

る、またはその他の事情により費用の償還を命じることが不当であると裁判所が判断した場合は、この限りではない(連邦民訴規則三七条(a)(5)項(a)(iii))。

また、質問書を送付された当事者が質問書に全く回答せず、異議も述べなかった場合、裁判所は強制命令の申立てを経ることなく、質問書を送付した当事者の申立てにより、即時の制裁を科することができる(連邦民訴規則三七条(d)(1)項(A)(ii))。また、質問書に回答した当事者が回答の補充・訂正を怠った場合にも、裁判所による制裁が科されうる(連邦民訴規則二六条(e)項、三七条(c)(1)項)。

なお、質問書への回答の懈怠などを理由とする制裁、および、制裁を科するための手続などについては、本章第二節にて論じる。

## 第九款 質問書に対する異議

### 1 概説

質問書中の質問に対する異議、および、異議を述べられない質問に対する回答とともに、質問書が送付されてから原則として三〇日以内に、質問書を送付した当事者に送付されなければならない(連邦民訴規則三三条(b)(2)項)。異議を述べる場合、質問書を送付された当事者の代理人弁護士は異議に署名しなければならない(連邦民訴規則三三条(b)(5)項)。

質問書に対する異議は、どの質問に対して異議があるのかを述べていなければならず、かつ、異議の正確な理由を含んでいなければならない(連邦民訴規則三三条(b)(4)項<sup>38)</sup>)。一般的・包括的な異議は許容されず、質問書が負担の重いものである、圧迫的である、重複的である、関連性がない旨の異議を単に主張するだけでは、異議の理由を十分に述

べているとはいえない<sup>(38)</sup>。そのような理由により異議を述べる当事者は、質問が具体的にどのような負担が重いものであるか、圧迫的であるか、重複的であるかなどといった点を説明しなければならない<sup>(39)</sup>。また、秘匿特権を包括的、あるいは不特定の形で主張することは異議の理由としては不十分、かつ不適切である<sup>(40)</sup>。さらに、質問書に対する異議の中でワーク・プロダクトの保護という理由を一般的・不特定の形でしか述べていない場合、そのような異議は不十分、かつ不適切である<sup>(41)</sup>。裁判所は、十分に根拠付けられない形で質問書に対する異議を述べた当事者や代理人弁護士に対し、連邦民訴規則二六条(g)項または三七条(a)項(A)に基づき制裁を科することができる(制裁については、本章第二節にて論じる)。

質問書を送付された当事者が異議を述べた場合、質問書を送付した当事者は裁判所の関与なしに回答に関する紛争を解決するために、質問書を送付された当事者と誠実に協議を行うか、協議を試みなければならない(連邦民訴規則三七条(a)1項。この要件に関しては、本章第二節にて論じる)。当事者間の協議によって回答に関する紛争を解決できない場合、質問書を送付した当事者は、質問への回答を強制する命令を裁判所に申し立てることができる(連邦民訴規則三七条(a)項。詳しくは、本章第二節にて論じる<sup>(42)</sup>)。強制命令の申立てに関する判断の過程で、裁判所は異議に関して判断する。なぜ質問が異議を述べられうるのかについての証明責任は、異議を述べた当事者が負う<sup>(43)</sup>。

## 2 異議の根拠

質問書を送付された当事者は、質問がデイスカバリの許容される範囲外の情報を要求しているという根拠に基づき、異議を述べる事が可能であり、とりわけ、

- ・ 請求または抗弁などとの関連性のない情報

- ・ 証拠能力ある証拠のディスカバリを導くために合理的に組み立てられていない情報
  - ・ 秘匿特権を認められる情報
  - ・ ワーク・プロダクトとして保護される情報
  - ・ 証人とならない専門家が保持する情報や意見
  - ・ 企業秘密
  - ・ 法的な結論や純粹に法的な質問に対する回答を求めていることが、異議の根拠となる<sup>(36)</sup>。
- また、連邦民訴規則二六条(b)(2)項(C)は、裁判所が申立て、または職権によりディスカバリの頻度や範囲を制限しなければならぬ場合を規定しているが、この規定に基づき、
- ・ 質問が不合理に累積的または重複的である場合、もしくはより適切、負担の軽い、あるいは廉価な情報源から入手可能な情報を要求している場合
  - ・ 質問書を送付した当事者が訴訟中ですでに他のディスカバリにより十分に入手する機会があった情報を要求している場合
  - ・ 事件に関する必要性、紛争の程度、当事者の資源、問題となっている争点の重要性、また、争点を解決するに際しての質問の重要性を考慮して、質問に関する負担や費用が想定される利益を上回る場合<sup>(37)</sup>
- 質問書に対し異議が述べられうる。
- 質問書を送付された当事者はしばしば、質問への回答のために不当な負担または過大な費用を要するということから、質問に対する異議を述べるが、この根拠は質問書中の不合理な質問に対する有効な異議の理由となりうる<sup>(38)</sup>。

もつとも、質問で要求されている情報の性質と範囲が、質問書を送付された当事者に対する不当な負担を伴っているか否かを判断することは、常に裁判所の裁量の範囲内である。<sup>(37)</sup> 質問書を送付された当事者は、異議を根拠付ける際に、宣誓供述書、またはその他の証拠の提出によって、回答により課される負担の範囲と性質を示す事実を提示することににより、デイスカバリの要求が過度に広範でかつ負担の重いものであることについて証明する証明責任を負う。<sup>(38)</sup>

「不当な負担」を要するという理由による質問に対する異議を扱う事件ではしばしば、当事者に回答のためのさらなる調査や、大量のデータや情報の編集を要求する質問が問題となるが、この種の質問が自動的に許容されなくなるわけではなく、裁判所は個々の事件の事実や状況を考慮したうえで、質問書を送付された当事者に情報を提供するように要求することが合理的であるか否かを判断しなければならない。<sup>(39)</sup> 裁判所は、質問書を送付した当事者によって証明された必要性の程度と、質問書を送付された当事者によって主張される負担とを比較衡量しなければならない（連邦民訴規則二六条(b)(2)項(C)(iii)）。ゆえに、たとえば、質問書を送付された当事者が回答のために必要な情報を自身のファイルの中ですぐに入手可能である場合、<sup>(40)</sup> または多大な労力や費用を要することなく情報を引き出すことが可能な場合、<sup>(41)</sup> 不当な負担という異議は認められず、回答を求められる。また、質問に対する回答は、そのためにさらなる調査が要求される場合でさえ、多くの場合に要求されることになる。<sup>(42)</sup>

裁判所は、過度に広範な、過度に一般的な、または包括的な質問に対して述べられた異議を認めうる。<sup>(43)</sup> たとえば、医療過誤訴訟における質問書で被告に対して、個々の原告の全ての証言録取書での証言を争うか否かを尋ね、また、争う場合にはその証言を特定することを要求する質問がなされている場合に、その質問が過度に広範であるとして被告からの異議を認めた裁判例が存在する。<sup>(44)</sup> 質問が過度に広範であるか否かを評価するに際して、裁判所は質問書を送付された当事者の負担を、質問書を送付した当事者の利益と比較衡量しなければならない（連邦民訴規則二六条(b)(2)

項(C)(iii)。質問書における質問は一般に、当事者の主張や抗弁と関連しない事項に関する場合、過度に広範であり、質問書を送付した当事者に利益をもたらさないものとされる。<sup>(10)</sup>

質問書に対する異議の根拠として頻繁に用いられる事由として、前記のものに加えて、

- ・負担の重いもの、または圧迫的なものとなるほどに不確かな、あるいは曖昧なものであること
- ・論争的、または推論的であること
- ・質問数が連邦民訴規則三三条(a)(1)項所定の制限を超過していること
- ・累積的であること、または以前のディスカバリで回答されていること
- ・自己負罪免責特権に違反していること<sup>(11)</sup>がある。

### 3 異議の放棄

当事者は、質問書に自発的に回答することによって、有効な異議を放棄することができる。<sup>(12)</sup>

また、異議は質問書の送付から三〇日以内になされなければならないが(連邦民訴規則三三条(b)(2)項)、適時に述べられなかった異議事由は、質問書を送付された当事者が回答または異議のための期間の延長を求めていたり、十分な理由が証明されたために当事者の異議の懈怠が裁判所によって免責されたりしない限り、放棄したものとされる(連邦民訴規則三三条(b)(4)項)。時機に後れた異議は、通常は放棄したものとされる。<sup>(13)</sup>

## 第一〇款 保護命令

質問書をはじめ、ディスクバ리를求められている者や当事者は、その者をディスクバリによる「煩わしき、当惑、圧迫、あるいは不当な負担や費用 (annoyance, embarrassment, oppression, or undue burden or expense)」から保護する命令、すなわち、保護命令 (protective order) の発令を裁判所に申し立てることができる (連邦民訴規則二六条(c)(1)項)。保護命令を申し立てる者は、ディスクバリに関する紛争を裁判所の関与なしに解決するために他の当事者と誠実に協議したこと、または協議を試みたことを申立ての際に確証しなければならぬ(同項)。裁判所は、十分な理由 (good cause) が証明された場合、保護命令を発令するが、その具体的内容としては、

- ・ディスクロージャーまたはディスクバ리를禁止すること
- ・時期および場所を含む、ディスクロージャーまたはディスクバリのための条件を指定すること
- ・ディスクバ리를求める当事者が選択した方法以外のディスクバリの方法を指定すること
- ・特定の事項に関する調査を禁止すること、または特定の事項に関するディスクロージャーもしくはディスクバリの範囲を制限すること
- ・ディスクバ리를裁判所が指定した者のみの立ち会いのもとで行うこと
- ・証言録取書を封印し、裁判所の命令によってのみ開封できる旨を命じること
- ・企業秘密またはその他の秘密の研究、開発、もしくは商事上の情報を開示しないこと、または指定された方法によってのみ開示すること
- ・当事者に、裁判所の指示に従って開封される封印された封筒に特定の文書または情報を入れ、同時に提出する旨を命じること

のうちの一つまたはそれ以上の内容を含む(連邦民訴規則二六条(c)(1)項(A)〜(H))。

保護命令の発令の要件たる「十分な理由」については、連邦民訴規則上では具体的に規定されておらず、その判断は裁判所の裁量に委ねられているが、その際の具体的な判断要素として、情報の性質、情報が開示された場合の不利益、保護命令の対象の範囲、より負担の少ない代替手段の有無などが挙げられる<sup>(31)</sup>。また、保護命令の対象となる情報の種類について特に制限はないが、たとえば、プライバシーに関する情報、特許やその開発プロセスに関する情報、企業秘密などがこれに該当するとされる<sup>(32)</sup>。

以上の通り、本節では連邦民訴規則三三条に規定されている質問書の概略を論じてきたが、すでに記した通り、質問書を送付された当事者が回答を行わないなどした場合には、裁判所による回答の強制命令が発令される旨、および、これに違反した場合に各種の制裁が科されうる旨などが規定されている(連邦民訴規則三七条)。第二節では、ディスクバリの強制命令とそのための手続、および、強制命令の違反があった際の制裁とそのための手続などにつき論じることにした。

注

(31) 必要的ディスクロージャーについて言及する邦語文献として、前注(24)にて掲げたもののほか、土井悦生・田邊政裕『米国ディスクバリの法と実務』(発明推進協会、二〇一三年)六六〜七〇頁。

(32) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.61 (Matthew Bender 3d ed.).

(33) 以下での分類に際して用いられる“identification interrogatories”“contention interrogatories”という用語については、本稿ではもともとの英語表記を用いる。なお、連邦民訴規則上の質問書について論じる邦語文献のうち、土井・田邊・前掲注(24)国際商事法務

三八巻七号九三四頁では、これらの用語につきそれぞれ「事実関係質問書」「主張質問書」との訳がなされており、土井・田邊・前掲注(三)七二頁ではそれぞれ「事実インタビューログアトリー」「主張インタビューログアトリー」との訳がなされている。

- (314) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.02 [2] [a] (Matthew Bender 3d ed.).
- (315) See generally Johnston & Johnston, *Contention Interrogatories in Federal Court*, 148 F.R.D. 441 (1993).
- (316) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.02 [2] [b] (Matthew Bender 3d ed.).
- (317) See Fed. R. Civ. P. 26(a) advisory committee's note (2007); Fed. R. Civ. P. 26(a) advisory committee's note (1993).
- (318) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.70 (Matthew Bender 3d ed.).
- (319) *Id.*
- (320) See Fed. R. Civ. P. 26(a) advisory committee's note (2007); Fed. R. Civ. P. 26(a) advisory committee's note (1993).
- (321) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.71 (Matthew Bender 3d ed.).
- (322) See Fed. R. Civ. P. 26(a) advisory committee's note (2007); Fed. R. Civ. P. 26(a) advisory committee's note (1993).
- (323) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.72 (Matthew Bender 3d ed.).
- (324) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.78 (Matthew Bender 3d ed.); see, e.g., *Luey v. Sterling Drug, Inc.*, 240 F. Supp. 632, 636 (W. D. Mich. 1965) (法的な、または事実に関する結論を要求する質問書への回答は、それが訴訟の迅速化、証拠の導出、争点の縮減などの重要な目的に資する場合、または事実に関する結論を求める質問書に対しては回答がなされなければならない旨を判示す。); *Jayne H. Lee, Inc. v. Flagstaff Industries Corp.*, 173 F.R.D. 651, 652 (D. Md. 1997) (適切に作成された contention interrogatories は、相手方の事件の法理論とされるべき支持すべき事実を明確にする目的に資する旨を判示す。); *Frontier-Kemper Constructors, Inc. v. Elk Run Coal Co., Inc.*, 246 F.R.D. 522, 529 (S.D. W. Va. 2007) (前記の Jayne H. Lee, Inc. v. Flagstaff Industries Corp. を引用の「争点 contention interrogatories は相手方の事件者の法理論とされるべき支持すべき事実を明確にする目的に資する旨を判示す。').
- (325) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.78 (Matthew Bender 3d ed.); see, e.g., *Roberts v. Heim*, 130 F.R.D. 424, 427 (N.D. Cal. 1989) (個々の contention interrogatories は、その範囲で、質問がなれる時点での事件の全体的な文脈とらう点から判断されなければならない)

- 5頁を参照せよ)。
- (326) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.78 (Matthew Bender 3d ed.).
- (327) Schaap v. Executive Indus., Inc., 130 F.R.D. 384, 388 (N.D. Ill. 1990).
- (328) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.73 (Matthew Bender 3d ed.); see, e.g., S.E.C. v. Cymaticolor Corp., 106 F.R.D. 545, 549 (S.D. N.Y. 1985) (「ユースカバリの目的は、事実を確定することだけではない。相手方当事者がどのようにその事実を主張するかを確定するに役立つものであるため、ユースカバリを求める当事者が要求する事実をすべて知っているかどうかとは無関係である旨を判示する」)。
- (329) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.73 (Matthew Bender 3d ed.); see, e.g., Weiner v. Bache Halsey Stuart, Inc., 76 F.R.D. 624, 625 (S.D. Fla. 1977) (証券訴訟の事案で、原告が計算書を支持する方法が関連性を有するため、被告が自身のファイルの中に原告の計算書に関する情報を有する旨を理由とする原告からの異議にもかかわらず、被告がその点についての詳細な情報を原告への質問書に求める旨を許容した)。
- (330) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.73 (Matthew Bender 3d ed.).
- (331) Hicks v. Arthur, 159 F.R.D. 468, 470 (E.D. Pa. 1995).
- (332) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.74 (Matthew Bender 3d ed.); see, e.g., Continental Ill. Nat'l Bank & Trust Co. v. Caton, 136 F.R.D. 682, 684 (D. Kan. 1991) (不法行為訴訟の原告が、訴状中の原告の主張を支持する特定の事実について尋ねる被告の質問書への回答を拒絶する旨を判決せよ)。
- (333) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.75 (Matthew Bender 3d ed.); see, e.g., Boustead v. Barancid, 151 F.R.D. 102, 105 (E.D. Wis. 1993) (事前の調査により、被告企業の現在の事業の場所に関する事実についての密接な問題が存在する旨が明らかである場合、州籍の相違に基づく裁判権 (diversity jurisdiction) によって判断するために、被告企業の州籍に関する争点につき質問書を送付する権能を原告に認めたと); Rich v. KIS California, Inc., 121 F.R.D. 254, 259 (M.D.N.C. 1988) (フランス法人である被告が連邦地方裁判所の管轄権を争っている旨に対処するために、原告が被告の合衆国との接触につき、制限的ながらも質問書によりティスカバリを求める旨が認められた)。
- (334) See Fed. R. Civ. P. 26(a) advisory committee's note (2007); Fed. R. Civ. P. 26(a) advisory committee's note (1993).
- (335) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.76 (Matthew Bender 3d ed.); see, e.g., Union Carbide Corp. v. Travelers Indem. Co., 61 F.R.D. 411, 413 (W.D. Pa. 1973) (原告が保険会社二社を共同被告として提起した保険金請求訴訟で共同被告間に保険の担保範囲に関して

- 争いがある場合に、保険証券の限度をできるだけ徹底的に検討することが争点となっていたため、共同被告が保険証券に反してなした負担に関する情報を求める他の被告の質問書を認めた。: Jackson v. Krobin Refrigerated Xpress, Inc. 49 F.R.D. 134, 136 (N.D. W. Va. 1970) (交通事故による人身被害を理由とする損害賠償請求訴訟で、被保険者の行為に関する争点以外の争点が存在し、それに関する判断のために保険の要素についてのデイスカバリが必要であるとの理由から、所有権や代理権のような、保険の要素に関する質問書が許容された)。
- (336) See Fed. R. Civ. P. 26(a) advisory committee's note (2007); Fed. R. Civ. P. 26(a) advisory committee's note (1993).
- (337) 7 Moore's Federal Practice, § 33.77 (Matthew Bender 3d ed.); see, e.g., CEH, Inc. v. FV Seafarer, 148 F.R.D. 469, 471 (D.R.I. 1993), *aff'd*, 153 F.R.D. 491 (1993) (被告による底引き網の操業により原告の漁業関係の設備が破壊されたことを理由とする損害賠償請求訴訟において、原告が被告の全体的な財務状況についてデイスカバリを認められなかったが、懲罰的損害賠償の目的のために被告の正味の資産についてのデイスカバリを行うことが認められた)。
- (338) 7 Moore's Federal Practice, § 33.77 (Matthew Bender 3d ed.).
- (339) 7 Moore's Federal Practice, § 33.77 (Matthew Bender 3d ed.); see, e.g., Wauchop v. Domino's Pizza, Inc., 138 F.R.D. 539, 550 (N.D. Ind. 1991) (支配コネクションのフロンチャイジーのメンバーに於て引き起された交通事故の被害者遺族が、当該メンバーを被告としてその方針「三〇分以内での配達を保証」を問題として提起した人身被害訴訟で、懲罰的損害賠償に関する判断のために、被告の授権済・発行済の株式とその券面額、総売上、および総収益に関する情報を求める原告からの質問書が許容された)。
- (340) 7 Moore's Federal Practice, § 33.79 (Matthew Bender 3d ed.); Fed. R. Civ. P. 33(b) advisory committee's note (1970).
- (341) *Id.*
- (342) 7 Moore's Federal Practice, § 33.79 (Matthew Bender 3d ed.).
- (343) 7 Moore's Federal Practice, § 33.62 [1] (Matthew Bender 3d ed.).
- (344) デイスカバリ一般における開示除外事由としての秘匿特権に言及する邦語文献として、たとえば、山本浩美・前掲注(28)二一四頁、モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所・前掲注(28)七三〇〜七六頁、浅香・前掲注(28)八〇〜八三頁など。
- (345) 7 Moore's Federal Practice, § 33.62 [1] (Matthew Bender 3d ed.); see, e.g., Hoffman v. United Telecomms, Inc., 117 F.R.D. 436, 439 (D. Kan. 1987) (雇用差別訴訟の事案において、原告による質問書が被告のコンピュータ・ファイルに関する事実のみを求められている場合に、被告による弁護士依頼者間の秘匿特権の主張を排斥した)。

- (346) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33:62 [1] (Matthew Bender 3d ed.); see, e.g., In re Shopping Carts Antitrust Litig., 95 F.R.D. 299, 306 (S.D.N.Y. 1982) (シモン・ニコルソン・カーターの製造業者による価格協定を理由とする反トラスト法関連の民事訴訟に、被告による弁護士依頼者間の秘匿特権の包括的な主張が不適切であり、それゆえ被告は、原告による質問書が代理人弁護士からのみ得られた事実または情報を要求してはならない限り、回答を拒絶することができない旨を判示する)。
- (347) ワーク・プロダクターの法理に言及する邦語文献として、たとえば、山本浩美・前掲注(28)二一四頁、モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所・前掲注(28)七六〇七七頁、浅香・前掲注(28)八三〇八四頁など。
- (348) Hickman v. Taylor, 329 U.S. 495, 512, 67 S. Ct. 385, 91 L. Ed. 451 (1947). Hickman 判決を検討する邦語文献として、たとえば、住吉・前掲注(28)法律新報十三巻一母六二一七〇頁、十三巻一・三母九五頁以下、高橋宏志・前掲注(28)五三九〇五四一頁、小林・前掲注(28)一五一頁など。
- (349) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33:62 [4] (Matthew Bender 3d ed.).
- (350) Stillman v. Vassileff, 100 F.R.D. 467, 468 (S.D.N.Y. 1984).
- (351) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33:41 [3] (Matthew Bender 3d ed.); Fischer & Porter Co. v. Tolson, 143 F.R.D. 93, 95 (E.D. Pa. 1992) (証人の身元、文書その他の有形物証拠の同一性を求める質問書は、任意の時点に提出されたものと見なされる)。
- (352) See Johnston & Johnston, *supra* note 315, at 445 n.30 (contention interrogatoriesの送付の時期について論じる裁判例を列挙する)。
- (353) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33:41 [4] (Matthew Bender 3d ed.); Fischer & Porter Co. v. Tolson, 143 F.R.D. 93, 95 (E.D. Pa. 1992) (証券取引法違反に関する訴訟に「contention interrogatories」の時期尚早であること、回答を側の当事者は回答を延期する権利を認められる)。
- (354) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33:41 [4] (Matthew Bender 3d ed.); Storie v. United States, 793 F. Supp. 221, 142 F.R.D. 317, 319 (E.D. Mo. 1992) (人身被害に関する訴訟における、被告の過失の性質を詳細に説明するものを原告が求めるcontention interrogatoriesは、訴訟に関する理論を詳細に分析することを原告に要求するため、時期尚早である旨を判示する)。
- (355) See Fed. R. Civ. P. 33(b) advisory committee's note (1970).
- (356) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33:41 [4] (Matthew Bender 3d ed.); see, e.g., B. Braun Med., Inc. v. Abbott Lab., 155 F.R.D. 525, 527 (E.D. Pa. 1994) (特許権侵害に関する訴訟に「contention interrogatories」の早期の回答がバイスカンに資するものと

- 関する証明責任を原告が負へしつらざる旨を判示す。)
- (357) See Fed. R. Civ. P. 26(a) advisory committee's note (1993).
- (358) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.41 [6] (Matthew Bender 3d ed.).
- (359) See Fed. R. Civ. P. 33(b) advisory committee's note (1993).
- (360) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.101 (Matthew Bender 3d ed.).
- (361) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.102 [1] (Matthew Bender 3d ed.); *Trane Co. v. Klutznick*, 87 F.R.D. 473, 476 (W.D. Wis. 1980) (当事者は新たな情報を採り出す義務を負わなからざるが、当事者が入手可能な全ての情報を提供する義務を負うことについては争うがなからざる旨を判示す。)
- (362) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.102 [2] (Matthew Bender 3d ed.).
- (363) *Transcontinental Fertilizer Co. v. Samsung Co.*, 108 F.R.D. 650, 652-653 (E.D. Pa. 1985).
- (364) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.102 [3] (Matthew Bender 3d ed.); *Hansel v. Shell Oil Corp.*, 169 F.R.D. 303, 305-306 (E.D. Pa. 1996).
- (365) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.104 [1] (Matthew Bender 3d ed.); *McDougall v. Dunn*, 468 F.2d 468, 472 (4th Cir. 1972) (たとえ被告がミシガン州に居住していても、ノース・カロライナ州にいる代理人弁護士に直ちにアクセスすることは不可能であると認められ、代理人弁護士のみが被告に代わって回答に署名して確認することはできない旨を判示す。)
- (366) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.104 [2] (Matthew Bender 3d ed.); *see, e.g., United States v. 42 Jars*, 264 F.2d 666, 670 (3d Cir. 1959) (会社のために質問書に回答する代理人が個人的な知見を有している必要はない旨を判示す。); *Law v. NCAA*, 167 F.R.D. 464, 476 (D. Kan. 1996) (法人格のみならず、法人格のない団体 (unincorporated association) が質問書に回答する際にその役員や代理人により回答するとはいえ、その回答は、役員や代理人が事実に関する個人的な知見を有しているか否かに関係なく、当事者の「複合した知見」を述べなければならない旨を判示す。)
- (367) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.104 [2] (Matthew Bender 3d ed.).
- (368) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.104 [3] (Matthew Bender 3d ed.).
- (369) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.104 [3] (Matthew Bender 3d ed.); *Rea v. Wichita Mortgage Corp.*, 747 F.2d 567, 574 n.6 (10th Cir. 1984) (被告会社の弁護士により宣誓された回答は、連邦民訴規則三三條の下で許容される旨を判示す。)

- (370) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.104 [3] (Matthew Bender 3d ed.); Shire Labs, Inc. v. Barr Labs, Inc., 236 F.R.D. 225, 227 (S. D.N.Y. 2006) (原告会社のために回答をなす「代理人」は「社内弁護士のみならず、外部の弁護士も含む旨を判示する」)。
- (371) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.105 [1] (Matthew Bender 3d ed.); Fed. R. Civ. P. 33(c) advisory committee's note (1970); see, e.g., SEC v. Elfindapan, S.A., 206 F.R.D. 574, 577 (M.D.N.C. 2002) (連邦民訴規則三三条(d)項は「質問書が広範な質問をなす」は「身分、分量、データ、そしてテストの結果といったような事実を確認するために大量の文書が調べられなければならない場合に用いられることを意図されている旨を判示する」)。
- (372) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.105 [1] (Matthew Bender 3d ed.); see, e.g., Sadosky v. Fiesta Products, LLC, 252 F.R.D. 143, 148 (E.D.N.Y. 2008) (連邦民訴規則三三条(d)項は「業務記録を提出する当事者とそれを吟味する当事者のそれぞれが均等である」ことを要求しており、また「質問書を送付した当事者が回答に相当する文書を探し出し特定できる十分に詳細に特定されている」ことを要求している旨を判示する); Al Barnett & Son, Inc. v. Outboard Marine Corp., 611 F.2d 32, 35 (3d Cir. 1979) (記録が手書で、判読が困難であり、かつ「質問書を送付された当事者が自身の簿記の方法についてより精通しているために「情報を引き出す負担が質問書を送付した当事者にとってより多大であると判断される場合」質問書を送付された当事者はこの規定を援用することはない旨を判示する」)。
- (373) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.105 [1] (Matthew Bender 3d ed.); see, e.g., Sadosky v. Fiesta Products, LLC, 252 F.R.D. 143, 148 (E.D.N.Y. 2008) (質問書を送付した当事者が「情報が業務記録中からは完全には得られないか」または「情報は情報を業務記録から引出すことがあまりにも困難であるため、相手方による連邦民訴規則三三条(d)項の援用が不適切であることについて一応の証明をしなければならぬ旨を判示する」)。
- (374) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.105 [1] (Matthew Bender 3d ed.)。
- (375) *Graske v. Auto-Owners Ins. Co.*, 647 F. Supp. 2d 1105, 1108-1109 (D. Neb. 2009) (被告が原告からの質問書への回答として「七つのファイルに分類され、CD-ROM上でデジタルデータ化されている七〇〇〇ページもの文書を提出した」という旨を判示する); Bayview Loan Servicing, LLC v. Boland, 259 F.R.D. 516, 519 (D. Colo. 2009) (CD-ROMを提出することによる質問書への回答は「質問書を送付した当事者に回答に相当する文書を探し出し特定することを許すほどに十分詳細なものでなければならぬ旨を判示する」)。
- (376) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.105 [1] (Matthew Bender 3d ed.); Fed. R. Civ. P. 33(d) advisory committee's note (2006)。

- (377) *Id.*
- (378) Fed. R. Civ. P. 29 advisory committee's note (1983).
- (379) Fed. R. Civ. P. 33(b) advisory committee's note (1970).
- (380) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.107 (Matthew Bender 3d ed.); *Bolland v. Volkswagen of Am., Inc.*, 56 F.R.D. 569, 574 (W.D. Mo. 1971) (被告が質問書を送付した原告に対し送付した回答と異なる回答を故意に裁判所に提出した場合に「裁判所の許可しない回答の修正にあたること」).
- (381) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.160 (Matthew Bender 3d ed.).
- (382) *Id.*
- (383) *Id.*
- (384) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.160 (Matthew Bender 3d ed.); Fed. R. Civ. P. 33(b) advisory committee's note (1970).
- (385) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.160 (Matthew Bender 3d ed.); *Meadows v. Palmer*, 33 F.R.D. 136, 137 (D. Md. 1963) (問題となった質問書は被告の信用性に関する反対尋問のための事実を発見することを意図しているため「被告が今までに有罪判決を受けたことがあるか否かを尋ねる質問が適切である旨を判示する」).
- (386) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.171 (Matthew Bender 3d ed.); *see, e.g., Burns v. Imagine Films Entertainment, Inc.*, 164 F.R.D. 589, 593 (W.D.N.Y. 1996) (質問に対する異議は明確なものではないから「か」なせ質問が異議を述べられるのかという点に関する詳細な説明によって根拠付けられていなければならぬ旨を判示する).
- (387) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.171 (Matthew Bender 3d ed.); *Burns v. Imagine Films Entertainment, Inc.*, 164 F.R.D. 589, 593 (W.D.N.Y. 1996) (質問が過度に広範であり「曖昧であり、かつ不当に負担の重さの異なる旨を一般的にのみ述べる異議は、明確なものではなく、不適切である旨を判示する」); *Momah v. Albert Einstein Med. Ctr.*, 164 F.R.D. 412, 417 (E.D. Pa. 1996) (質問が「過度に広範であり、負担の重さの異なる、圧迫的なものにより、かつ無関連なものもある」旨を単に細々と繰り返すこと(明確な事由を述べない一般的な異議は「連邦民訴規則三三三条(4)項の明確性の要件を充足しない旨を判示する」); *Convertino v. United States Dep't of Justice*, 565 F. Supp. 2d 10, 13 (D.D.C. 2008) (原告が「個々のデイスカバリへの応答を参照することによって組み込まれた一般的な異議を列挙したこと」は、異議の当否の評価を裁判所に可能とするよう十分に明確な形で異議を述べなければ

- ならならいよう責任を充足したならばならい旨を判示する。)
- (88) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33:171 (Matthew Bender 3d ed.); Chubb Integrated Sys. v. National Bank of Washington, 103 F.R.D. 52, 59-60 (D.D.C. 1984) (質問に異議を述べざる当事者から質問がどのような過度に広範か、負担が重く、あるいは圧迫的であるかを、宣誓供述書[affidavit]、または負担の性質を明らかにする証拠を提出するところにより証明しなければならい旨を判示する。)
- (89) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33:171 (Matthew Bender 3d ed.); see, e.g., In re Shopping Carts Antitrust Litig., 95 F.R.D. 299, 305 (S.D.N.Y. 1982) (質問への異議の理由として弁護士一依頼者間の秘匿特権を包括的・抽象的に主張するところを不適切であると判示する。)
- (90) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33:171 (Matthew Bender 3d ed.); *Stabius v. Haynsworth, Baldwin, Johnson & Greaves*, 144 F.R.D. 258, 268 (E.D. Pa. 1992) (質問に按じて、ローン・プロダクトの保護という理由を一般的・不特定のたしか述べたるなら異議は不十分、不適切であると旨を判示する。)
- (91) Fed. R. Civ. P. 33(a) advisory committee's note (1970).
- (92) *Id.*
- (93) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33:172 (Matthew Bender 3d ed.); *Roesberg v. Johns-Manville Corp.*, 85 F.R.D. 292, 297 (E.D. Pa. 1980) (被告が原告の質問に対する異議を明確に説明するところを怠ったことを理由に、原告の申し立てた回答の強制命令を認容する原審の判断を維持した。)
- (94) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33:173 [1] (Matthew Bender 3d ed.).
- (95) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33:173 [2] (Matthew Bender 3d ed.).
- (96) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33:173 [3] [a] (Matthew Bender 3d ed.); *McKissick v. Three Deer Ass'n Ltd. Partnership*, 265 F.R.D. 55, 56 (D. Conn. 2010) (ヒュースカニリの要求が過剰に広範であるか、または不当に負担の重いものとするなら、当事者は関連するヒュースカニリの要求に対して異議を述べるところを旨を判示する。)
- (97) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33:173 [3] [a] (Matthew Bender 3d ed.); see, e.g., *Macmillan, Inc. v. Federal Ins. Corp.*, 141 F.R.D. 241, 243-244 (S.D.N.Y. 1992) (訴訟費用の償還を求め訴訟におよび、回答が訴訟費用の合理性のために要求される情報との関連性のならいよう点から不当に負担の重いものである場合、保険者は、同じ会社によって発せられた同様の保険証券の下でなされ

- た全ての請求を明らかにする必要がある原告の質問に回答する必要があるとして、保険者による異議を認めた。
- (398) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.173 [3] [a] (Matthew Bender 3d ed.); see, e.g., *McKissick v. Three Deer Ass'n Ltd. Partnership*, 265 F.R.D. 55, 56-57 (D. Conn. 2010) (異議を述べたる当事者は、負担の性質を明らかにする宣誓供述書または証拠を提出するに必要と認められる要求かのように過剰に負担の重いものであるのかという点について証明する証明責任を負う旨を判示する)。
- (399) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.173 [3] [b] (Matthew Bender 3d ed.).
- (400) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.173 [3] [b] (Matthew Bender 3d ed.); *Fagan v. District of Columbia*, 136 F.R.D. 5, 7 (D.D.C. 1991) (障害者教育法 [Education of the Handicapped Act] に基づき障害児の私立学校での就学を認めるよう求める訴訟において、公立学校委員会が障害のある児童・生徒を配置した私立学校「教員の特別な資格、児童・生徒の障害の状況に関する情報をそのファイル中にて入手可能であると期待すること」が合理的である場合に、「不当な負担」という異議を認めず、そのような情報を要求する質問に回答する旨を命じられた)。
- (401) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.173 [3] [b] (Matthew Bender 3d ed.); see, e.g., *PHF, Inc. v. Department of Justice*, 139 F.R.D. 249, 257 (D.D.C. 1991) (質問書を送られた当事者の業務がコンピュータ化されており、質問に答えられようとする情報を少なからず検索することがある場合、そのような質問書への回答は不当に負担の重いものではない旨を判示する)。
- (402) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.173 [3] [b] (Matthew Bender 3d ed.).
- (403) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.173 [4] (Matthew Bender 3d ed.).
- (404) *Cabela v. Bernard*, 155 F.R.D. 221, 227-228 (N.D. Ga. 1994).
- (405) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.173 [4] (Matthew Bender 3d ed.).
- (406) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.173 [5] (Matthew Bender 3d ed.).
- (407) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.174 [1] (Matthew Bender 3d ed.); *Skelton & Co. v. Goldsmith*, 49 F.R.D. 128, 130, n.1 (S.D. N.Y. 1969) (原告が異議を述べることなくして質問に回答しているため、裁判所は質問を要求された情報を提供することが不当に負担の重いものであるかを考慮する必要はない旨を判示する)。
- (408) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.174 [2] (Matthew Bender 3d ed.); *Fed. R. Civ. P. 33(b) advisory committee's note* (1993).
- (409) 連邦民訴規則上の保護命令の発令要件たる「十分な理由」に関して論じる邦語文献として、たとえば、竹部晴美「アメリカ民事訴訟におけるフェイスカバリ制度——保護命令 (protective order) と正当事由 (good cause) について——」法と政治 (関西学院大

学) 五九卷四号(二〇〇九年) 一四六～一五〇頁、土井||田邊・前掲注(28) 国際商事法務三八卷四号四九八～四九九頁、土井||田邊・前掲注(31) 四八頁。

(41) 連邦民訴規則上の保護命令の対象となる情報に関して論じる邦語文献として、たとえば、竹部・前掲注(40) 一五七～二〇二頁、土井||田邊・前掲注(28) 国際商事法務三八卷四号四九八頁、土井||田邊・前掲注(31) 四七～四八頁。

※本稿は、平成二〇年度北海学園学術研究助成金(一般研究)「米国連邦民事訴訟規則デイスカバリ手続における開示不履行等に対する制裁手続に関する基礎研究」による研究成果の一部である。

**A Study for Realization of Adversary Procedure in Japanese Civil Litigation and Introduction of Sanction Scheme as a Basis for Adversary Process (6)**

— A Suggestion from Comparing Party Inquiry in Japanese Code of Civil Procedure with Interrogatories in U. S. Federal Rules of Civil Procedure —

Hiroyuki SAKAI

In last twelve years, the civil procedures of the first instance in Japanese district courts have been expedited. One of its' important causes is the frequent use of Issue Management Procedures, which are generally adopted in the present Japanese Code of Civil Procedure (enforced from January 1. 1998). However, some scholars of the law of civil procedure, judges and practitioners argue that in Japanese civil procedure, judges act vigorously to manage issues, but on the other hand, parties and its' attorneys do not present materials of facts and evidences of their cases that support their allegations on their own initiative and depend on judges in Issue Management Procedure. Then, there are some arguments that in Japanese civil litigation, especially Issue Management Procedure, process administration on parties' and their attorneys' initiative (adversary process) should be realized and various bases for introduction of adversary process in Japanese civil litigation should be equipped.

There are many supposed bases for introduction of adversary process in Japanese civil litigation. I cannot treat all of them, but I will treat a part of Evidence-Information Gathering Procedures as an important basis for adversary process, Party Inquiry (“Toujisyā-Shūkai”) in this article. Party Inquiry in Japanese Code of Civil Procedure (Art. 163), in which parties may gain any information on their cases by sending written inquiries to other parties, is one of the Evidence-Information Gathering Procedures that expected to be used in Japanese adversarial civil litigation. However, Party Inquiry is not used much, because this procedure has no direct sanction schemes against parties and attorneys who refuse answers to other parties' inquiry or send false or dishonest answers, so there are no devices for this procedure to be effective. Japanese Party Inquiry is

modeled after interrogatory in U. S. Federal Rules of Civil Procedure (FRCP Rule 33), that is one of devices of discovery, but the former procedure has no direct sanction scheme for effective disclosure of information which the latter has (see FRCP Rule 37).

I think that realization of adversary procedure in Japanese civil litigation is favorable for theoretical and practical reasons. From this view, in this article, I will argue an introduction of sanction scheme in Japanese Party Inquiry, which is necessary basis to realize Japanese adversarial litigation, and to gain suggestions for my argument, I will examine the scheme of interrogatories in FRCP Rule 33 and sanction scheme for devices of discovery including interrogatories in FRCP Rule 37.